

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外32名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

訴えの追加的変更申立てに対する答弁書

令和5年4月19日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

奥

村

糺

軌



外9名

原告らの令和5年1月19日付け訴えの追加的変更申立書記載の訴えの追加的  
変更に係る請求の趣旨及び原因に対し、次のとおり答弁する。

第1 訴えの追加的変更に係る請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する。
  - 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- との判決を求める。

第2 訴えの追加的変更に係る請求の原因に対する答弁

被告がこれまで述べてきたとおり、浜岡原子力発電所3ないし5号機の運転  
に伴って原告らの生命・身体に重大な被害が生ずる具体的危険性は認められな  
いから、原告らの訴えの追加的変更に係る請求（同請求は、訴状記載の請求の  
趣旨第1項の請求に関する求釈明に対して原告らとその平成24年3月1日  
付け準備書面2「求釈明に対する回答」1で述べたところに徴すると、訴状記  
載の請求の趣旨第1項の請求の一部を成すとも解し得るものであるが、その点  
はひとまず措く。）は理由がなく、棄却されるべきである。

以 上